

令和3年度福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

- 日 時：令和3年2月9日（水）午後1時15分から午後3時15分まで
- 場 所：北庁舎2階 プレスルーム
- 出席者：別紙委員名簿（出席者一覧）のとおり
- 概 要：以下のとおり

○半澤主幹

ただいまから福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。

なお本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止のため、委員の皆様にはリモートで御出席をさせていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、県側の挨拶発言等につきましては、画面の都合上、着座にて進行させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは始めに、危機管理部長より御挨拶を申し上げます。

○大島部長

危機管理部長の大島でございます。

本日はお忙しい中、奥原会長始め、委員の皆様には、推進会議に御出席をいただきましてありがとうございます。また、皆様には日頃から安全で安心な県づくりの推進に御理解と御協力をいただき、厚く感謝を申し上げます。

始めに、安全安心に関わる本県の状況につきまして、若干申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、強い感染力を持つオミクロン株が全国的に猛威を奮っております。本県においても、ここ1週間、連日500名前後の新規陽性者が確認されるなど、これまで経験したことがない感染状況にあることから、今月20日までを期間としたまん延防止等重点措置について、重点区域を県内全域に拡大し、感染拡大防止に取り組んでおります。こうした困難な状況を乗り越えていくためには、行政と県民の皆さん、事業者の皆さんが危機感を共有し、一体となって感染防止対策に取り組んでいくことがますます重要になってきております。

また、自然災害に目を向けますと、1月15日に発生したトンガ諸島付近の火山の大規模噴火に伴う潮位変化によりまして、16日の真夜中に全国に津波注意報が発表されました。幸い本県において被害はありませんでしたが、真夜中の出来事であり、改めて対応の難しさと日頃の備えの重要性を感じたところであります。

さて、安全で安心な県づくりににつきましては、11月22日の推進会議におきまして、基本計画の中間整理案や今後の日程について説明をさせていただき、委員の皆様から御意見をいただいたところであります。その後、委員の皆様からいただいた意見等を踏まえ、内容を整理し、パブリックコメントや市町村への意見照会を行ったところであり、本日の

会議では、基本計画の案について、御意見をいただきたいと考えております。委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○半澤主幹

それでは議事に入る前に、事前に送付しております資料の御確認をお願いいたします。

資料は4つとなります。まず、資料1「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の中間整理案に対する意見と対応」、資料2-1「基本計画案に係る主な修正箇所について」、資料2-2「基本計画案に係る市町村意見及び部局調整による主な修正箇所一覧」、資料3「基本計画案」となります。

資料は事前に送付しており、全てお揃いかと思いますので、それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。進行につきましては、奥原会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○奥原会長

はい。それでは議事に入らせていただきたいと思います。進めさせていただく議事は2点ございます。

1点目が、中間整理案に対してのパブリックコメント、結果的にパブリックコメントからは御意見がなく、市町村さんからの意見について事務局からの御説明があり、御質問があれば伺う、というのが1点目でございます。

2点目は、主に資料3になるとは思いますけれども、中間整理案から基本計画案ということで、資料3にまとめていただいているものについての御意見ということの2点でございます。

それでは、議事の1として中間整理案に対する御意見をいただいたということでそれに対する対応を資料1にまとめていただいておりますけれども、それについて事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○千葉課長

危機管理課長の千葉でございます。着座で説明させていただきます。

まず、資料1と、資料3を御手元に御用意いただければと思います。今ほど、会長からも御発言ございましたが、パブリックコメントにつきましては、12月22日から1月21日まで実施しておりますが、御意見はございませんでした。また、同時期に実施しました市町村への意見照会では、3市町村から14件の御意見がございました。資料1に記載しているものは全て市町村からの意見となります。その中でも市町村の意見を踏まえまして、計画に反映したものを中心に説明させていただければと思います。

まず、資料1の1ページ目、No. 4でございます。資料3の案では、35ページの25行目の関係者に期待される役割の市町村（公助）の部分の意見となります。パブコメ時点の文章は、「犯罪の起こりにくい、抑止力の高い地域形成のため、防犯灯や防犯カメラ等の設置及び利活用をお願いします」という記載でございました。それに対しての御意見でございまして、記載の内容が防犯カメラ等の設置、あるいは利活用に非常にウエートが大きいという御意見でございましたので、県の対応と考え方の記載のとおり修正させていただいたところでございます。

続きまして、資料1の2ページ目、No. 5でございます。資料3の案では41ページの4行目から7行目が該当いたします。ここでは、成年後見制度についての追記の御意見でございましたが、意見を踏まえまして県の対応と考え方の記載のとおり修正したところでございます。

続きまして、資料1の2ページ目、No. 6でございます。資料3の案では、44ページの45行目となります。ここでは、意識改革を分かりやすい表現にし、県の対応と考え方について、記載のとおり修正したところでございます。

続きまして、資料1の2ページ目、No. 7でございます。資料3の案では、44ページの47行目となります。御意見等を踏まえまして、主体を「全ての県民」に修正したところでございます。

続きまして、同じく資料1の2ページ目、No. 8でございます。資料3の案では、45ページの24行目となります。こちらも今御説明したNo. 6と同様で、意識改革をわかりやすい表現にし、県の対応と考え方の記載について、記載のとおり修正したところでございます。

続きまして資料1の3ページ目、No. 14でございます。こちらは案の62ページの基本指標の産業廃棄物の再生利用率の部分となります。御意見につきましては、目標値を現況値より高く設定すべきということでございましたが、目標値につきましては、令和12年度の予測値から2ポイント増とするという内容でございます。令和元年度の現況値が、令和元年東日本台風の影響で高い値となっているという状況を踏まえての設定でございますが、その内容を備考欄に記載することとしております。

その他、いただいた御意見については、中間整理案のとおりとさせていただいたところでございます。修正した項目、中間整理案のままとした項目、それぞれの理由につきましても、ただいまの資料1の県の対応と考え方の欄に記載しておりますので、御確認いただければと思います。以上でございます。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

それでは今、事務局のほうから御説明ございましたけれども、御質問がございましたらお受けしたいと思います。なお、今日、欠席の委員もいらっしゃいますので、もし欠席さ

れた委員で事前に御意見が来ていたというものがあれば、事務局のほうからお話しいただきたいと思いますが、特に事前の御意見はなかったですか。

○千葉課長

はい、御意見ございませんでした。

○奥原会長

はい。それでは今、御参加の皆さんのほうで何か御質問ございましたら、遠慮なくお願いします。

(特になし)

それでは、議事の1の部分は、市町村さんからの御質問に合わせて少し文章を変えられたという説明をいただいたのですが、この部分については、特に御質問、御意見ないということですので、このまま進めさせていただければと思います。

それでは議事の2としまして、資料3の案をまとめていただいていますので、そちらのほうに移らせていただきたいと思います。

それでは資料3につきまして、事務局のほうから御説明いただけますでしょうか。

○千葉課長

はい。引き続き説明させていただきます。

資料につきましては、資料2-1、資料2-2、資料3を御手元に御準備いただければと思います。前回御提示させていただきました中間整理案から、先ほど御説明申し上げた市町村意見、あるいは、その後の庁内照会等も踏まえて案を取りまとめたところがございます。修正箇所につきましては、第3章の部分でございます。変更箇所の概要につきましては資料2-1に記載し、詳細につきましては資料2-2でまとめております。

まず、全体としまして、今まで御協議、御意見いただいた方向性の範疇で、よりわかりやすい表現への修正、あるいは理解を深めるためのグラフや図表の追加を行ったところがございます。変更箇所については、主に資料2-1を用いて説明させていただければと思います。早速説明させていただきます。

まず、1の防災の推進でございます。こちらにつきましては、文言整理、あるいは時点修正を行っております。例えば資料2-2の1ページ目のNo. 1に記載しております、「国の日本海溝千島海溝沿いの巨大地震モデル」について、「公表も予定されている」から既に「公表された」という状況でございます。時点修正を行っているところがございます。また、No. 5の「国のプッシュ型支援を最大限に」という表現を「企業との災害時応援協定に基づく物資支援等を」へと具体的な記載に修正させていただいたところがございます。

続きまして、2の原子力発電所周辺地域の安全確保の推進につきましては、文言整理を

させていただいております。ここでは、資料2-2の1ページ目のNo. 8にあるように、施策内容に係る表現の見直しをさせていただいているところでございます。

続きまして、3の防犯の推進でございます。文言整理とグラフ、凡例等の追加を行っております。ここでは、資料2-2の1ページ目のNo. 9にございますが、資料3では33ページのグラフに対して4つのそれぞれの凡例あるいは単位等について追加を行っております。また、資料2-2の2ページ目のNo. 10の部分で先ほどの議事でも御説明しました市町村意見にある修正を加えております。

続きまして、4の虐待等対策の推進につきましては、文言整理とグラフの追加と指標の修正を行っております。ここでは資料の2-2の2ページ目のNo. 11にございますが、資料3では4つのグラフの追加を行っております。また、資料2-2のNo. 12の部分で先ほどの議事でも御説明しました市町村意見による修正を行っております。さらに、資料2-2のNo. 13にあるように指標の修正も行っているところでございます。

続きまして、5の交通安全の推進につきましては、文言整理をさせていただいております。ここでは、資料2-2の2ページ目のNo. 14及びNo. 15のような、文章の適正化をさせていただいたところでございます。また、No. 16~18の部分で、先ほどの議事でも説明させていただいた市町村意見による修正を行っているところでございます。

続きまして、6の医療に関する県民参画等の推進につきましては、パブリックコメント後になってしまいましたが、現状と課題、施策展開の方向性、そして施策推進に向けた具体的取組の記載内容を改めて精査しまして、それぞれ整合性を各項目ごとに図るために、全体的に文章の見直しをさせていただいたところでございます。具体的には資料2-2では、3ページ目のNo. 19から4ページ目のNo. 34ということで項目数が非常に多いところではございますが、修正させていただいたところでございます。

続きまして、7の食品の安全確保の推進につきましては、文言の整理、そしてグラフの追加を行っております。ここでは、資料2-2の5ページ目のNo. 35にございますが、資料3では55ページのグラフ2つの追加を行っているところでございます。また、資料2-2のNo. 36にありますように、施策内容に係る文章の追加をさせていただいたところでございます。

続きまして、8の生活環境の保全につきましては、SDGsロゴの追加と変更、そして指標備考欄への補足情報の追記を行っております。ここでは資料2-2の5ページ目のNo. 37のように関連する他の計画との整合性を図るため、SDGsのロゴの表記の追加等を行ったところでございます。また、No. 38では先ほどの議事でも御説明しました市町村意見を反映し追記を行ったところでございます。

最後に、9の消費者の安全確保の推進につきましては、グラフと図表の追加を行っております。具体的には資料2-2のNo. 39のとおりでございまして、資料3では65ページのとおりとなっております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、今の事務局の御説明ございましたけれども、かなり細かく特に3章の部分になると思いますけれども、文言なり図表なり、わかりやすく誤解のないようにということで、いろいろと修正いただいたわけですが、修正につきまして何か御意見ございましたらお受けしたいと思います。あらかじめ事前に事務局に御意見お出しになった方もいらっしゃるというふうに伺ってますけれども、もし、御参加の方でも、もう1回でも結構でございますので、御意見いただければと思います。挙手をお願いします。

菅波委員お願いいたします。

○菅波委員

はい、御説明ありがとうございました。

1点、資料2-2について質問がありまして、1ページ目のNo. 8なんですけれども、旧では「ALPS処理水の取扱いに関する理解の醸成や」という文言が入っていたものを、新では削除となっているかと思えます。この削除された理由を教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○奥原会長

はい。それでは、事務局のほうで、よろしいですか。
お願いします。

○伊藤政策監

ありがとうございます。

No. 8の関係でございます。原文は、「理解の醸成や風評払拭に向けて情報発信を進める」としております。この情報発信でございますが、理解の醸成のために情報発信するというよりは、やはり風評払拭のために情報発信すると、これを強く考えております。そういったことから、今回、語句の整理をさせていただきまして、修正案のとおりとさせていただきます。以上でございます。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

菅波委員、よろしいですか。

○菅波委員

わかりました。ありがとうございます。

○奥原会長

他に、何か御質問ございますでしょうか。

特に事前に欠席の委員の方からの御質問とか御意見とかございませんでしたでしょうか。

○千葉課長

はい。

御意見というよりは、感想、コメントを佐々木委員のほうからいただいております。紹介させていただければと思います。代読させていただきます。

今回まとめていただいた最終案には、安全で安心な県づくりのために、行政の果たすべき基礎的な責務（公助）が着実に実行される必要があるという大前提がしっかり確認されている一方で、近年の災害等の状況を踏まえると、行政だけで全てを解決することは困難であり、県民の皆さんの自助、共助による自主的な活動が重要になってくるということがうまく表現されてると思います。今後は急速に少子高齢化が進む中で、実際に自助、共助の活動をどのように活性化し、維持できるかということが極めて大きな課題になってくると思われまます。また、東日本大震災と原発事故だけに限定するのではなく、県内で発生した自然災害等に関する資料の収集と保存を行って、広く県民の皆さんに情報提供し、その教訓を次世代に伝えることに関しても明記していただき、非常にありがたく感じております。未来に起こる災害が過去のことを超える可能性があることを絶対に忘れてはなりません。このような形で収集保存された資料の中に書かれている情報や知識を防災に関する普及啓発、地域や学校などで行われる防災教育、マイ避難計画の策定などに生かしながら、過去の災害等に関する情報や知識を根気よく学び続け、自助、共助、公助による福島県全体の災害対応力の向上につながるようにすることが重要になってくると思います。

以上でございます。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

佐々木委員からは、かなり高評価といたしますか、今回の基本計画については、お褒めをいただいたような形になってるかもしれません。そういう意味で特に質問ということでもなくても感想といたしますか、もしくはより発展的に考えれば文章そのものとしては、変更するというまではないけれども、今後、実際にこれを進めて行くのに対して、こういうような留意点があるんじゃないかとか、こんなこともつけ加えながら進めてもらえればもっとよくなるんじゃないかとか、そんなような、御感想とか、前向きの御意見といたしますか、

そういう希望といたしますか、期待といたしますか、そういうようなものでも結構ですので、ございますでしょうか。

それでは、宍戸委員のほうからお願いします。

○宍戸委員

よろしいですか。

この資料はよくできていると私も感じました。これからのこと、ちょっと先になるかもしれないかもしれませんが、こういう良い資料を作った後、どんなふうを活用して、どんなふうこれを県民の皆さんにお知らせするような方策があるのか、せっかく作ったのに活用されないのでは、もったいないってということもありますので、その辺のところの計画というか何か今後これを使って何をやるんだというようなことがあれば、ちょっと教えていただければなというふうに思いますけど。

○奥原会長

ありがとうございます。

何か決まっているものもあるでしょうし、こういう考え方でやっていきたいという事務局の希望もあるかもしれませんが、もし差し支えない範囲で今の宍戸委員のお話に対する御回答といたしますか、お話しいただければありがたいと思います。

はい。お願いいたします。

○千葉課長

もう既に御議論いただいた上でまとめさせていただいた第4章の推進体制に係る部分でございます。構想自体はまさに揉んでいる最中に、いろいろと方向づけしてまとめたところでございます。現在、予算要求等もして、方向性もある程度見えてきましたが、具体的にどうするかという最後の詰めを今まさに検討しているところでございます。具体的な内容としましては、資料3の72ページの重点的な施策の推進という観点で、推進施策に2つございます。

1つは情報発信プラットフォームの構築という部分と、もう1つは、新たな地域モデルの創出ということで、まずプラットフォームについては下のイメージ図のように考えております。

安全・安心は、御承知のとおり、現在9分野ということで幅広い分野がございますが、このポータルを起点にした情報発信、あるいはここを通じた交流だとか情報共有などをできるようにしていきたいと。ただ1から情報収集等もしながら進めていく部分もございますので、具体的な方向性あるいは収集等については、是非委員の皆様方の知見や人脈とかも含めてお借りさせていただきながらまとめていきたいと考えているところでございます。

また、新たな地域モデルの創出という部分につきましても、具体的には、できれば分野を跨いだ、あるいは特化した、積極的な活動を行えるようなモデルになるよう、団体さん等と調整させていただきながら形にしていきたいなあとということで、予算化をしたところでございますが、具体的にそれに骨組みあるいは方向性を具体的にしていこうという点を進めている最中でございます、まさにこれからという部分でございます。そういう点では、もし知見等ございましたら、ぜひご教示いただければなと考えているところでございます。以上でございます。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

主に今、宍戸委員のほうから、今後の活用に向けてどのようなことを考えられているかということにつきましては、1つはこの第4章で触れられているようなプラットフォーム、それから新しい地域活動モデルの創出というような具体的なことで対応していくんだというお話が1点ございました。

宍戸委員の趣旨としては、例えばこの基本計画書みたいなものが、例えばイメージとしては概要版みたいなものを配るんだとか、場合によってはプレスに対してレクチャーするんだとか例えば何かそのようなことも含めて御質問されたのでしょうか。

○宍戸委員

もうちょっと、より具体的にというか、冊子ができて県民みんなに配るのか、代表的なところに、例えば大学だとか図書館とかに置いてくようにするのか、図を見るとポータルサイトをつくってというのはわかりますけど、ポータルサイトに見に行かないと、なかなか見られないってこともありますので、先生おっしゃるように概要版みたいなものをつくって、これ全部県民に配るのは大変だと思いますので、概要版みたいなやつは、それぞれ市町村に渡すとか、その辺のところ予算化された具体策があるのかなあとってお伺いした次第です。

○奥原会長

そういう面で、それも含めて今、予算検討中ですか。

○千葉課長

計画そのものにつきましては、これまでも改定の度に行っていたのは冊子にしまして、市町村あるいは関係機関等に配布をさせていただいていたところでございます。委員にも当然配布させていただきたいと思っております。範囲については、予算内ということもあって、時期的には今年度中に間に合うのか、場合によっては来年度になってしまうのかということになるかもしれないんですが、配布等については考えておりますので、それはまさ

に実施する予定で進めております。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

それでは別の御質問ということで菅波委員お願いします。

○菅波委員

ありがとうございます。

いくつか質問とかも事前に用意しましたので、全部まとめてお話しちゃったほうがいいか1個ずつが良いかどうかどうした方がいいのかなと思っていたのですが。

○奥原会長

これは事務局のほうに事前にお送りしているんですね。

○菅波委員

はい。事前にお送りをさせていただいているので。

○奥原会長

であればそれを確認しながら1個1個で結構です。

○菅波委員

わかりました。

質問と意見もまとめていたのですが、今の宍戸委員から御発言あったところに関連して私のほうで県民にどう主体的に、計画が広がりを持てるのかなというのを考えさせていただいた中で、いろいろ関心のある方が集まれる場づくりっていうのが必要なのかな、そういうのが大事なのかな、と思って聞かせていただいていた。

私、東日本大震災の後に、対話の場づくり未来会議という取組をずっとしてまして、そういう対話の場を通して、いろんな考えの違う方の話を聞いて自分の発言をするっていう中で主体的に何かやろうっていうことの気持ちが育まれた方が結構いらっしゃったんですね。そういう意味で、例えばこの9分野ですかね、9分野それぞれの分野に関心のある方が来て集まっていたらいい、今コロナなのでオンラインもありかなと思います。こういう基本計画の御説明を県の方にさせていただいて、その中で自分たちの取組をみんなで共有したり、こういうところはまた新しいことできるよねみたいなことができたらいいいのかなと思ってもおりました。

質問と意見としては、まず1点目が、資料3の18ページ目に関係するところなんですけれども、18ページ目の24行目、震災教訓等の伝承という項目のところ、今回の記

載されている福島県としてその東日本大震災とか原子力災害の教訓を何を教訓と考えているのかっていうのが不明確なかなっていうのはずっと私自身の中で悶々としているところでもありまして、例えばその自然災害に関しての教訓という意味では防災っていう視点でわかりやすさがあるかなと思うんですけども、特に原子力災害の教訓について、県としてどのようにとらえてらっしゃるのか、もし現時点ではっきりしていない場合にこれからどのように考えていくのかなど、その辺りを県のほうでお考えなのかちょっとお聞きしたいなと思って1つ目の質問になります。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

それでは、今の資料3の18ページの1番目の最後に書かれている震災、災害の教訓という部分ですね、こちらのある種県としてどういうふうに総括されているのかということでございました。なかなかこれも一言で言いにくいと思いますけど、もし、何かお答えできるものがあれば、県のほうでお答えできますでしょうか。

○企画調整部

はい。御質問ありがとうございます。企画調整部の佐藤と申します。お答えさせていただきます。

震災と原発事故から得られた教訓につきましては、大きく3点お話しさせていただきますと、1つ目は日頃から備えていただくこと、2つ目としては、災害を自分事化していただくこと、それから3つ目としてはそれを伝えていくことだと考えております。

1つ目の日頃からの備えと、2つ目の災害の自分事化、これにつきましては、防災訓練や防災体制の整備であったり、あるいはマイ避難ノートの推進であったり、正にこの18ページに記載させていただいている施策が教訓を踏まえた取組だと考えております。

3つ目の伝えるということにつきましては、福島が経験した複合災害を後世に伝えていくこと、安全・安心な社会を実現することの大切さを国内外に発信していくことが福島県の重要な役割であると考えております。一昨年9月に双葉町にオープンしました東日本大震災・原子力災害伝承館、そこで行われている取組がその中心の一つを担っていくものと考えております。

では、原子力災害の教訓とは何かという点につきましては、委員から御指摘ありましたとおり、大変難しい点がございます。原子力災害を伝えようといえますと、広域避難や放射線に対する不安、帰還された方もいらっしゃるれば、いまだ3万人を超える方々が避難を継続されているという現状、さらには、長期間にわたる廃炉作業や風評被害、賠償の問題など、地域やお一人お一人によって、様々な受け止め方があり、多様な復興の形もあるところでございます。原子力災害は現在進行形の災害でもあります。県民お一人お一人が体験した複合災害と、その後の10年間、11年間、体験してきたことや復興の過程は異

なるところでございますので、当然、お一人お一人が考える課題や教訓も異なり、また時間の経過とともに変化していくという点もでございます。したがって、伝承館では、展示内容も更新を常に続けていくということとともに、展示だけではなく、大学の研究者等による調査研究機能も備わっているところであり、原子力災害に関する知見の集積や、リスクコミュニケーションといった社会学的な研究も行われるということになってございます。

今後とも、改めて、様々な教訓を引き出し、伝えていくという取組を続けてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

今のような総括と申しますか、教訓で。

○菅波委員

はい、ありがとうございます。

そうですね、自分事化しているところで今後も伝承館を中心にそういった取組が続いていくといいなと思いました。ありがとうございます。

次のポイントであと4点ぐらいあるんですけども、まず、24ページ目のところの県の災害対応の改善に係る取組というところで、視点として災害で取り残されやすいお子さんに対する支援というところも、今後の課題として今回書き込むということをお願いするというよりは、そういった視点でもとらえていただけたらなというふうに思いました。特に台風19号のときに、災害後の保育インフラが不十分で子供たちの安全な居場所の確保が難しかったという状況が、いわき市でも発生しました。私が代表を務める民間の任意団体の、はまどおり大学というところで水没した保育所などのお子さんを、他の民間施設に預かっていただいて、保育料を助成するという支援も行ったんですけども、今後も同じような災害はあるかなと思っています。そういった対応が事前に準備できて備えができることというのが、すごく大事なかなと思います。

後は災害で心的なダメージをお子さんが受けるということが、とても大きいかなと思っていて、災害に遭ったときに、特に親御さんも非常にパニック混乱状況に陥っていると思います。

初期の段階でメンタルケアを含めて、安心安全な時間を過ごすことが非常に大切だと感じます。特に本県は、東日本大震災からのつながりで、セーブザチルドレンさんとの連携も数多く事例がありまして、避難所などでお子さんの遊び場を設置したりとか、緊急下の子供の心のケア研修を行ったりなどを、災害時に子供たちが守られるという事例がぽつぽつとありますので、今後も福島県でそういったことが制度化と申しますか、この地域でできていて他の地域でできていないではなくて福島県どこでも災害が起きたときに子供の安全

安心を図られるよみたいな視点ができたらいいな、というふうに感じましてそれは意見としてお伝えさせていただきました。

○奥原会長

はい。それでは、今の、御意見ですね、文章を差し替えるということではないにして、今後の話になるかもしれませんが、何か御回答いただける部分があれば、事務局からお願いできますでしょうか。

○保健福祉部

はい。保健福祉部でございます。

災害後の保育インフラの部分についてお答えいたします。災害の影響により避難等している場合、在籍している保育所とは別の施設で一時的に預かることができる制度ということで、一時預かり事業災害特例型という事業がございますので、こちらの事業を活用することとして、保育の実施主体である市町村と連携して、県として今後とも支援してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

菅波委員、それでよろしいでしょうか。

○菅波委員

はい、ありがとうございます。

あともう1つは、26ページの原子力発電所周辺地域の安全確保の推進というところの、20行目の廃炉汚染水処理水対策というところに関連するところと、27ページ、28ページ、30ページというところで廃炉汚染水処理水対策というところに関して、意見を述べさせていただきたいなと思いました。

26ページの1番20行目以下のところで、ALPS処理水の方針に対して様々な意見が示されているというふうに記載がありますが、福島県が立地自治体として、国にばかり対策を委ねるだけではなくて、自治体としてもう少し踏み込んで福島県としての意見というものも持つことが必要なんじゃないかっていうのは、私が暮らしている、いわき双葉ではそういった意見も結構出ているので、そこはちょっとお伝えしたいなと思ったのが1点です。

あとは27ページ目の6行目。原子力発電所の安全監視とALPS処理水の対応というところで、その安全監視というところで監視することも、非常に大事なことだと思っております。他方で、廃炉作業と処理水を含めた放射性廃棄物の処分に関して、住民自治という視点から暮らしの拠点であるこの地域で起こる重大な出来事に関して、県民が意思決定

に加わったりですとか、意見が反映されるような仕組みっていうのがもう少しあったほうがいいのではないかというふうに考えています。

関連して同じような話なんですけれども30ページ目の右側ですね、国に申入れをしている事項の5項目ということで記載があります。③の正確な情報発信というところなんですけれども、福島県民のみならず日本国民全員が、この問題の当事者であるというような意識を育むことが、今後のいわゆる風評被害的なことが起こらないためには、必要なのかなと思っています。当事者性はあくまでもグラデーションだと思いますので、より広範囲での議論がなされるように、今、国で、日本各地でこの課題に関する対話の集会などもやっているのは聞いておりますけれども、県としても、もうちょっといろいろな働きかけがあると取組をされてもいいのかなと思うのが、③に関してです。

あと④に関して、いわゆる風評対策という言葉が、ずっとマスコミなどでも取上げられています。原発事故後、もう10年を過ぎ11年目になろうとしています。社会学者の五十嵐先生などからは、いわゆる風評被害に集約することなく、販路を失ったことなどからくる影響を打開するためには、風評対策という枠組み以外の他の手立てが必要であるとも話がいろいろ出ているかと思っています。いわゆるその風評被害という言葉のみに注力せずに、事業を継続できるような施策っていうのがさらに必要なのかなというふうに思って意見させていただきました。この項目に関しては以上になります。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

県独自、もしくは県の主体的な意見というようなものについて、特にこちらの原子力災害のものが中心ということでございます。それは、これもなかなかもう一言で難しいんでしょうけども、何かございましたら事務局のほうから御検討いただければと思います。

○原子力安全対策課

はい。原子力安全対策課の佐久間でございます。本日よりしくお願いいたします。

先ほど委員から御意見いただいております。いくつかございましたので、1つずつお答えさせていただければと思います。

1点目のところの「もう少し踏み込んで、福島県の意見を伝えていく」というふうな御意見をいただいております。資料のほうでございますと、30ページ、先ほど委員がお示しいただいたところがございます。こちらに県が国に委ねるだけでなく、県としての意見を申し上げさせていただいた事項の内容につきまして、こちらの30ページのほうに記載させておるところでございます。項目としては5つございました。まず1点目が関係者に対する説明と理解、2点目が浄化処理の確実な実施、3点目が正確な情報発信、4点目が万全な風評対策と将来に向けた事業者支援、5点目が処理技術の継続的な検討でございます。この申入れにつきましては処理水の基本方針というものが、昨年4月に政府から

示されまして、その基本方針の内容を受けて、私ども県のほうから政府にお伝えした5つの項目の内容でございます。また、機会を触れまして、先ほど御指摘ありました風評の件ですとか、そういった点につきまして、国のほうに要望をしているというのがまず現状でございます。

2点目の件、どうでしょうか、1つずつお話を整理しながら進めさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○奥原会長

そうですね。はい。

○原子力安全対策課

菅波委員いかがでしょうか。

○菅波委員

はい、ありがとうございます。はい、大丈夫です。

○原子力安全対策課

それでは続きまして、2点目の件でございます。

2点目は、地域住民の意見が廃炉作業、処理水と廃棄物の処分について意見が反映される必要があるのではないかと御意見でございました。御手元の資料になりますと、28ページのところをご覧になっていただきたいのですが、行数で申し上げますと、1番上の原子力発電所の安全監視とALPS処理水への対応というところの1つ目の丸の8行目9行目のところに記載させていただいております。

まずは1点目なんですけども、技術的な視点を主に見ていく協議会というものを私どものほうで構成させていただいております。廃炉安全監視協議会という集まりがございまして、ここの協議会では、専門家の委員の方々を中心にお集まりいただいて、最近のことで申し上げますと、ALPS処理水の設備の件について東京電力が国に変更認可申請というものを行いまして、それに合わせて、立地町、あと私ども県のほうに、協定に基づく事前了解願いというものが出されてございます。

この中身につきましてはその処理の設備がどういったものなのか、安全対策はどういったものがとられているのかという内容が書かれておるんですが、その内容につきまして、この廃炉安全監視協議会の中で、安全対策について、確認を行っているところでございます。この協議会、専門の委員の方々だけではなくて、立地町の方ですとか、周辺市町村の職員の方がお集まりいただいて、この協議会に参加しております。必要に応じてそれぞれの意見をいただいているというふうな内容になっております。

また、専門的な視点だけではなくて、9行目に記載させていただいております廃炉安全

確保県民会議という集まりも設置させていただいております。こちらはこういった目的のものかと申し上げますと、これは県民の視点から東京電力や国が行っている廃炉作業というのを見ていくというものでございます。ここは主に、各立地町及び周辺市町村から御推薦いただいた一般の県民の方が参加している、後は県内の関係団体の方々に御参加いただいて、廃炉作業の一連の取組を確認しているというものでございまして、ここの集まりを通じて一般の県民の方々の御意見というものをいただいているという状況でございます。

この件に関しまして、委員、何か御意見等ございますでしょうか。

○菅波委員

はい、ありがとうございます。そうした協議会や県民会議があるのは、私も見させていただいてまして、いろいろと取組があるというのは認識しているところではありましたが。例えば今、1Fの廃炉の先に、その土地が更地になるのかどうかみたいなところで考える場合でも、地域の方が更地になって帰ってくるのかなと思っている方もいれば、技術的に無理だろうと思っている方もいれば、様々だと思っています。住民の方といろいろお話ししていると、自分たちの意見はどこにも反映されなくて、結局は、国が決めちゃうのかな、東電が決めちゃうのかな、みたいな諦めの声もあったりしたので、そういった方々が納得感があるような場というのが、やはり県の方で情報というよりは、お話ができる場なのかもしれませんけれども、そういうのがあったほうがいいのかなと思って質問させていただいたところでした。ありがとうございます。

○原子力安全対策課

委員からいただきました御意見、承らせていただいて、県として検討させていただきたいと思っております。

○菅波委員

ありがとうございます。

○原子力安全対策課

3点目の主体、当事者という点につきましてですけども、確かに委員が御指摘のとおりでございます。この処理水、廃炉の件につきましては、福島県だけの問題ではなくて、国全体の問題であると私どもはとらえております。都度、知事のほうからもそのような発言をさせていただいて、国に申し上げているところでございます。引き続き、そのような考え方で進めさせていただきたいと思っております。

最後に、御指摘いただいております風評の件でございます。直接私どものほうで、原子力安全対策課で担っているものではないのですが、処理水の関係等での風評対策というこ

とで申し上げさせていただきますと、現在、先ほど国に対して申し上げさせていただいた5つの項目等々がございます、それを踏まえて国のほうでも検討をしまして、昨年末、行動計画というものを示したところでございます。この行動計画というもの、主にどういった内容かと申し上げますと、処理水を放出することによって発生する風評についてのどういった対策をとっていくか、国が主体となった計画が出されております。この中を細かく見ていきますと、風評を発生させないという対策を行い、それでもなお風評が発生した場合は、どういった対策をとっていくか。それでも賄い切れないものを賠償というような構成になっております。その事業の中身なんですけれども、もっと細かく見ていきますと、単純に風評対策ではなくて、委員が御指摘されているような事業が継続していくためのもの、例えば、新たな担い手、事業を担うものへの支援ですとか、そういった内容が今組み込まれて、できるものから今国が対応しているというような状況でございます。以上でございます。

○菅波委員

ありがとうございます。

恐らく報道機関の問題かもしれないんですけれどもマスコミさんが報じるときになかなかそちらの后者の部分が余り重点が置かれなくなっているのがありまして、ぜひ県の方からもマスコミさんに対しても、そういった取組をやっているよというのをぜひ言っただけであればいいかなと思っております。ありがとうございます。

○原子力安全対策課

御意見ありがとうございます。

○菅波委員

すいません、最後になります。

子供の安全教育の充実に関して、34ページに関する意見になります。34ページ目の14行目の子供の安全教育の充実というところに関連してですけれども、福島県内では子供への暴力防止プログラム、CAPさんですね、CAPさんの教室が、いろいろ震災後に無償で受けられるよってというような助成もあって広がっていると思います。授業が非常に子供たちが自分の権利、子供の人権、相手の権利を尊重する考えを持ったり、被害に遭ったときに、嫌だと言って逃げたりすることの力、スキルを養うのにすごく優れた授業だなと思っています。例えば神奈川県川崎市などでは全小学生が受講しているという話もあります。あと会津若松のCAPさんも、相当広範囲でワークショップをやっていると聞いています。できればその福島県の全子供が自分の危険から守れるように、CAPさんの教室を拡充できるようなことができたらうれしいなと思っています。

関連して、私が所属する福島県弁護士会においても子供の権利委員会の会員を中心に、

福島県内の小中学校においていじめの防止の出前授業というのを行っています。ほぼ弁護士がボランティアでやっていますが、人権教育をベースに、いじめ加害者にならないためにできることであるとか、傍観者としてできること、被害者になったときに助けを求めることの大切さなども伝えています。公費により実施できると、より広がりやすいのかなということも考えてまして、福島県におかれましてぜひ積極的にお考えいただければと思います。

それと関連するところなんですけど、子供の安全な居場所確保という意味では、放課後児童クラブなどの利用を促すことが大切だと考えています。放課後、小学校低学年のお子さんが1人で留守番をしていたり、今コロナで放課後児童クラブの休所などもあって1人の子も増えて、そこも防犯の意味でとても危険性が高いなと思っていますが、大人のいないお宅で高齢の子たちと接して犯罪の被害に遭ったりということも少なくないと思っています。市町村によって放課後児童クラブの利用料が、無料のところもあれば月1万円以上全部自己負担というところまで様々あると思っています。特に保育料が無料であった世帯などについても、小学校に上がると急に放課後児童クラブの利用減免がなくて、自費で払わなきゃいけないという自治体も多いところなんです。いわき市では今年度から減免措置がとられることになって、良かったかなと思っているんですけども、県内全域で減免措置が導入されたりですとか、そういう1人で、不安で過ごさなきゃならないお子さんが1人でも少なくなるような、安全な子供の居場所っていうのを拡充していただけるよう考えていただければうれしいなと思っています。私の意見は以上になります。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの子供さんの関係で、もし、御回答いただける部分があれば。

○児童家庭課

はい。児童家庭課の尾関でございます。いつもお世話になっております。

まずCAPについてです。まさに菅波委員がおっしゃられたとおり、子ども自身が自らの権利を学び、虐待から守る方法を身につけるということが非常に虐待防止については重要と思っております。県でも、子どもを守ろう見守りサポーター養成事業として令和2年度から実施しているところでございます。この事業につきましては、令和4年度においても、予算要求をしているものでございます。小学校等だけではなくて、幼稚園とか保育所とか、病院とかの児童等に対してのワークショップなどを実施して、委託事業として、福島県CAPグループ連絡会に対して実施しているところでございます。私のほうの説明は以上です。

○教育庁

教育庁の田母神と申します。

今の児童家庭課さんの話に共通するんですけども、実際に小中学校におきましても、そうしたCAPの御案内などをいただいております、活用している学校もあると伺っているところです。それから県の弁護士会につきましても、学校の実情とか生徒の実態がいろいろありますので、それぞれの学校の実態などに応じて活用させていただいてるところですが、その予算的な部分というところは、今後また検討していきたいと思っているところです。ありがとうございます。以上です。

○保健福祉部

はい。放課後児童クラブの関係でございます。委員御承知のとおり、放課後児童クラブの実施主体が市町村となっておりますので、まずは市町村のほうでしっかり考えていただくということをお願いしたいと考えております。

○菅波委員

はい、ありがとうございます。

それで自治体が主体だということでは十分理解した上で、できるだけ県内の子供たちが区別差別されて、困難な状況にならないように県のほうからもぜひ働きかけをしていただければうれしいなと思います。どうもありがとうございます。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

菅波委員から現場の非常に細かいところに気づきながらいろんな御意見、御質問が出たんですけど、やはり多少地域によって予算なり対応が違うという部分が福島県内でもあるということがございますので、それが違うのは悪いということでは決してないんですけども、逆に、そういったQ&Aを前向きにとらえると、そういった進んでいるといえますか、きちんと対応できているところ、できてないところが悪いということではなくて対応できているところのいろいろな事例を、例えばポータルなんかでも紹介いただいたり、先ほどの原子力の監視等についてもいろんな意見を言う場所がないんじゃないかっていうことについても、そういう協議会なり委員会をお作りになっているということですので、そういうものも100%公開というわけではないかもしれませんが、随時いろんな形で広げる、それは風評の問題もそういうBCP（事業継続計画）的な観点が大変じゃないかっていうような御意見もそこに入れてくとかいろいろな使い方がついでいいですか、情報提供されて、皆さんの理解を進めていくということが必要なのかなと思いました。

ですから、今後、この基本計画だけを見ていると、何かなかなかわからないという部分については、そういういろいろな目配りといえますか、細かいことになるかもしれません

けれども、現場の動きとか悩みとか、そういうものをぜひポータルとかで取上げていただいて、それを情報共有したり、みんなでその解決の方法を考えていこうという、冒頭、菅波委員が一種の御提案ということかもしれませんけども、場づくりというんですかね、話し合う関心のある方々の場づくりをしていくという広い意味でいうと、それをバーチャルにせよ、リアルにせよ広げていくという、そういうものがある種場合によっては今回の新たな地域活動モデルというものの一端を担うのかもしれませんが。今日はこちらかというところ、この段階では、Q&Aの形でお話いただいたんですけど、その辺をうまくモデル化していく、1つのきっかけになればいいなと思って聞いておりました。

他に何かございますでしょうか。

熊田芳江委員お願いします。

○熊田芳江委員

はい、私のほうからは3つ御質問があります。

49ページ、50ページですけれども、心の健康や自殺予防についての周知啓発っていうところですけども、52ページの自殺者の数なんですけれども、357人で交通事故が57人なので、それに対してかなり高い数字で自殺者が増えているということがあるので、それにしては予防に対する周知啓発だけで、それで保健センターとか保健福祉事務所等が対応するような形になっておりますけれども、もっと具体的に地域に密着した対策が必要なんじゃないかなっていうふうに思うんですよね。これも含めてその地域の新しい活動モデル等に組み込まれたり、地域の中にもその相談支援事業をやられている方がたくさんおりますので、そういう人たちと連携してやっていくとか、もっと具体的な対策が必要じゃないかなというふうに思います。

また、51ページの被災地の心のケアセンターなんですけれども、そちらも非常に件数が6,679件と非常に高い相談件数がありまして、今後、このコロナのことも影響もあると、非常に鬱病の方だったり自殺者だったり虐待だったりが増えてくる可能性もありますので、もうちょっと地域に密着した相談体制が必要じゃないかなっていうことですね。それが具体的にちょっとあったらいいなっていうところです。

もう一つは、食品の安全っていうところで54ページの食品添加物に関する検査というところですけども、放射性物質の検査はかなり徹底されていて、そういうのも、今の現状がどうですっていうのは、マスコミまでは行かなくても、消費者の皆さんがわかってたほうがいいのかと思って思います。これ意見ですけども。それから残留農薬については作っている人もどのぐらいなのかかわからないし、消費者の方ももちろんわからないと思うので、もしそういう検査をする体制があるのであれば、具体的に、定期的にその検査をしていく。それが生産者の皆さんがそれがわかっているだけでもこうなんだっていう意識が変わると思うので、そういうところもちょっと大事なことかなと思います。

それから3つ目は、78ページにマイ避難ノートの普及率、それからその認知度が非常

に低いつていうことであるんですけども、知っているかっていうところもちよつとかなり低くて、取組について、活用してないという方々がかなり多いので、今後、災害時の対策をたくさんしている割には、自分事として考えてないのかなあというふうに思うので、その辺を計画よりもやはり自分事としての災害というようなとらえ方が、まだ県民に周知が低いのかなというふうに思いました。

以上のこの3つのことについてです。分かる範囲で結構です。

○奥原会長

はい。それでは、事務局。何か、答えられるものがございましたら、はい。

○保健福祉部

保健福祉部でございます。

自殺者対策、あと被災者の心のケア、それに食品の安全対策、全て大変重要な課題だと認識しております。今、委員にいただいた御意見を参考にいたしまして、新たな施策事業として何ができるかということを検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。

○千葉課長

マイ避難ノートの認知度の関係でございます。危機管理課が担当しておる部分でございます。まさにこのような結果になっております。本当に自分事にどうとらえていただくか、そのきっかけをいかに周知し実践していただくかということで、今年度の事業を行っているところでございますが、さらに周知を図るべく現在検討しているところでございます。ご意見踏まえてやっていきたいと思っております。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。

残留農薬のほうは、消費者対策としていかがでしょうか。

○千葉課長

ちよつと今お答えできる課がないようなので、御意見を踏まえてですね、実際にその結果だとかそれをいかに消費者がとらえられるのかという環境づくり等も重要かと思いますので、担当課につなぎながら進めていきたいと思っております。以上です。

○奥原会長

お答えいただきにくい部分につきましては後日でも結構でございますので、ぜひ委員のほうにフィードバックしていただければと思います。

それでは、田崎委員のほうから御質問、御意見あるということでございますので。

○田崎委員

ありがとうございます。

私としては消費者の立場として、今回参加させていただいているので、その点からいくつか2つ3つ、質問させていただきたいと思います。

私に関わっているのは9番なので、64ページからになると思います。今はネット社会でもありますし、18歳が今度4月から成年年齢に引下げられるということで、私としてはこの辺がすごくとても大事になってくる、消費者教育が大事になってくるんじゃないかなというふうに思っております。啓発として学校において、基本的な知識を身につけるっていうのは、計算であるとか、文章というそういった以外にもやはり基本的な契約の知識を小さいときから、基本的に学ぶということが大事になってくるので、そういったことを求めていきたいなというふうに思ってるんですね。学校の先生は何か忙しいというのをよく聞きますので、そういったことで、支援できるような体制、あるいはそういったことをなさっている団体との協力というのが大事になってくるかなと思っております。具体的には弁護士会とか司法書士会とか、税理士さんの方とかあるいは財務事務所とか、あるいは金融広報委員会などがあるので、そういったところに力を借りて、学校の中で、そういった知識を身につけていけば、将来大きなトラブルにならないんじゃないかなというふうに思っております。

プラスして、ここの中では最後に消費者被害についての相談窓口が、もちろん県の消費生活センターというところにあります。市町村においてもいくつか相談のセンターを設けているようです。ただし、県内の全ての市町村にあるわけではなく、置くことも多分難しいと思うんですね。ということで、センターを置くのが難しいのであれば、その市町村の担当窓口というか、消費生活に関連するところに相談しやすいようなことができると思います。多分センターをつくるということは、その相談員を配置するということが多分経費がかかると思うんですね。ですので、派遣していただくとか、そういった知識を持っていただく人をそこに置くというようなことを、ここでは相談窓口の充実という形でもう少しできると、将来のトラブルにならなくていいんじゃないかなと思っております。

ですので、今のところはこの2つですね。あと、それからもう1つは今ネット社会なので、子供さんからスマホを使ったり、それからネット検索で調べてるということで、今はもう身近になっているので、その辺のところの対応は、もう少し今後どうなさるのかなということでお聞きできればと思います。よろしくお願いたします。

○奥原会長

ありがとうございました。

以上3点、お答えできるのがございましたらお願いします。

○生活環境部

はい、生活環境部でございます。

今、委員の御指摘ございましたとおり、3点あったかと思うんですが、1点目、学校教育とか、そういった中での消費者教育の充実といったところなんですけれども、現在も、例えば啓発に関わる教材などを作成しまして、活用していただく。あるいは、小学生、中学生に対する、そうした配布だけではなくて、教員向けの出前講座、小中学生の出前講座というものもご用意はしているところなんですけれども、今、委員から御指摘がありましたとおり、そうした関連する団体などの活用を通して、よりそういった教育活動の充実化を図るということも重要だと思っておりますので、そうした視点をしっかりと踏まえながら、対応のほうを今後検討していきたいと思えます。

2点目の市町村の消費生活センターの充実体制強化という視点でございますが、私どもとしても、市町村の体制充実強化ということで、連携を図る、消費生活相談員の配置のための働きかけ、あるいは研修会などを通してですね、市町村の消費相談の窓口の充実を図っているところでございます。また市町村への一部財政的な支援なども行っているところでございますので、そういった御意見も当然取り入れながら引き続き体制の充実化を図ってまいりたいと思えます。

最後の点、ネット社会に対応してということなんですけれども、先ほど申し上げた消費者教育といった視点の中で、例えば、LINEなどを使った情報発信などもさせていただけるところなんですけれども、今委員の御指摘があったということは、なかなかそういった情報そのものが活用する側にとって、周知が図れてないというような現状がおりなかなと思えますので、そうしたところ、様々なコンテンツ、メディアなども使いながら、周知啓発も図りながら、体制の充実化ということも引き続き図ってまいりたいと思えます。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

○田崎委員

ありがとうございました。

○奥原会長

それでは、ほかに、御発言もない委員の方で何かございますでしょうか。

郡山の渡辺委員をお願いします。

○渡辺委員

はい、ありがとうございます。郡山市の渡辺です。

同じ行政の立場からですね、県職員の皆様方がこれだけまとめられるのは、かなり御苦労されたと思っております。私も同じ行政の立場として意見を申し上げたいと思うのですが、今回の計画は、いろんな多岐にわたるいろんな課題を広範囲で捉え、まとめられております。いろんな細かいところの「支援」という形でいろいろあるのですが、中には支援をすることによって、それがよくなる場合と、支援をすることによって、現状維持ですと続いてしまう。いろんな問題が出ると、またいろんな支援をしなければならないということで、人材とか財源とか限りある中でやっていくと、いろんな問題にだけ対応していると、いつか必ず行き詰まる部分が出てくると思うので、セーフコミュニティも同じなのですが、いろんな事象の原因を究明していきながら、根本的にそういった問題をなくしていくような進め方でやっていくのが当然いいと思いますので、郡山市も県も連携しながらこれから一緒にやっていきたいので、よろしく願いいたします。

あと、支援体制の方でちょっと情報共有といいますか、同じ認識でいきたいなと思うことで、70ページですけども、積極的な県民参加ということで、①の3番目に「地域コミュニティを基盤とし」という文言があるのですが、基本的には、これも市の場合は、1番核になるのが町内会になります。これも市の自主防災組織とか防犯協会とか交通安全協会とか、町内会の皆様方が1人何役もやっている中で、今、この町内会の加入率っていうのは、どんどん下がってきています。郡山市だと、今、60%ぐらいまで下がってきていて、こういった協働で進めていくという流れは、大変これから問題になってくる部分だなと捉えております。だんだん高齢化が進んでいまして、高齢者の方で役員をやれないので町内会を抜けますという方が増えてきているのですが、逆に、高齢者は支援が必要なので町内会に入っていてほしいんですね。どんどん町内会を抜ける人が増えると、これから予想される問題としては、孤立とか孤独といった人とのつながりがなくなってきて、何かあって助けたくてもコミュニティが崩壊してくると支援ができなくなってくるのかなあというところを、すごく気にしながら進めておりますので、その辺も高齢者ばかりでなく、若者だったり、子供も全部そうなんですけど、コミュニティの活性化という部分で町内会加入率を上げながら、県と市町村がよく連携して進めていきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

まさに、市町村さんのお立場も含めて、非常に現実的に難しい部分も課題提起されたということでございますけど、これについては何か、ご回答というのも変ですけど、御意見

ございますか。

○千葉課長

いただいた御意見を踏まえてですね、同じ認識でございます。本当に基礎的な単位は市町村、都道府県でございますが、その地域は町内会なりですね、地域組になるんだと思います。その隣近所の組が、例えば防災だと自主防災組織だとかいろんな部分で基礎となるものでございます。その点について、やはり低下傾向にあるっていうのは随分前から承知しまして、ただ、なかなか解決する起爆剤が難しい部分もございます。共通認識を持ちながらいかにまずは維持できるかという部分、さらに加入を促進できるかを考えていかなければならないなと思っているところでございます。一緒に共同して取り組んでいければと思っております。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

他にそれでは、熊田真市委員お願いいたします。

○熊田真市委員

私のほうからは事務局に対して御礼でございます。第2回の会議のときに被害者支援計画を関係する項目に入れてくれというお願いをしたのですが、今回関係する防犯と虐待と交通安全の関係する計画ということで計画を入れていただきましたので、御礼を申し上げたいと思います。以上です。

○奥原会長

はい。今、熊田真市委員のほうからは、御礼の御連絡ということでございました。

後、それでは、宇月委員、何か御意見等ございますでしょうか。

○宇月委員

私、交通安全のほうから出席させていただいているので、交通安全について1点。44ページの下交通事故を示す割合の半数以上が高齢者で、そして、東北6県でも死者数は、福島県が70人で多くなっているんですが、この70人は福島県内の方だけの交通事故なのか、他の観光客が来られて交通事故に遭っているのも含まれているのか、その辺ちょっと聞きたいと思ったんですが。

あともう一つは、先ほど放課後児童クラブのことで話されておりましたが、お金がなくて放課後児童クラブに入れないという子供もおりますので、やはり3歳児以上は保育料無料となったように、放課後児童クラブに入るのにもお金がかかっているところもあるので無料化していただきたいなと思って、それを国とかに働きかけていただきたいなと思って

おります。以上2点です。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。

それでは、1点目、県内の交通事故の内訳についてと、2点目は要望ということでございますか。

○警察本部

警察本部の佐藤でございます。ありがとうございます。私のほうからは、死者数の関係について、お話ししたいと思います。

まずもって、宇月委員を始め、交通安全母の会の団体、その他関係機関の団体の日頃の御協力を得まして、交通安全活動に警察と一丸となって取り組んでいただけたことに関しまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。その甲斐あってかでありますけれども、一つ御紹介を申し上げたいのは、昨年の福島県における交通死亡事故の死者数の関係で、昨年、令和3年中は49名ということでございまして、この数字は49名の方が亡くなっているという残念な結果があるんですけども、ただ、昭和28年以降、統計をとり始めて以降、昨年は1番県内の死亡事故者数が少なかったという結果を得ることができました。これも一重に皆様の御協力のおかげだと思っております。ただおっしゃるように、そのうちの半数以上の方が65歳以上の高齢者であるという点、そしてこのグラフにございますように、東北6県における死者数ということでございまして、福島県がちょっと多いということでございます。この死者数につきましては、まさしく福島県内で起きた交通事故でお亡くなりになった方でございますので、外国人であろうが、観光客であろうが、この福島県内で亡くなった方を算出しておりますので、本当に福島県の中でお亡くなりになった方という形でとらえていただければと思います。

1つ参考までですけれども、なぜこの東北6県で福島県が多いのかということなんです。一般的に言われていますのは、やはり福島県の広さとあとは4方にそれぞれ都市部が分かれているという部分でございます。例えば宮城県さんでございますと、やはり仙台市を中心に死亡事故等が多いような状況であるんですけども、福島県でありますと4か所に都市部が分かれていますので、そういった各方面における取組がより丁寧に行われていかなくてはならないという部分で、福島県は他の県に比べて、少しお亡くなりの方が多のかなという形になっております。ただ、最初に申し上げたとおり、昨年は過去最少の数字で何とか減少しておりますので、本年も皆さんの御協力を得ながら、この数字を維持もしくは減少させていけるように県警としても頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

この70名の中身の内訳として県民の方とその他、県内と県外の内訳みたいなものは何かお持ちではないですか。何か調べれば分かるのでしょうか。

○警察本部

すいません、ちょっと今即答ができかねますので、こちら事務局のほうを通じてお答えしたいと思います。

○奥原会長

わかりました。宇月委員のほうにまた後日で結構ですので、できたら他の県の状況なんかも同様に何か統計上の分類があつて、県内の方と県外の方というのがもし分かるのであれば併せてお伝えいただければと思います。

あと、放課後児童クラブさんの費用の件について。

○保健福祉部

はい。保健福祉部でございます。御意見、御要望は担当課のほうにつながさせていただきます。ありがとうございます。

○奥原会長

はい。ぜひ前向きに御検討いただくと。

こういうことで、よろしいでしょうか、宇月委員。

○宇月委員

はい。大丈夫です。ありがとうございました。

○奥原会長

また引き続きいろいろ御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

他にご欠席の委員からの御意見っていうのは特にないでしょうかね。

○千葉課長

特に承っておりません。

○奥原会長

はい。わかりました。

それでは大体皆さんからの御意見、御質問については、ほぼ事務局のほうからも御回答い

いただきましたし、それから一部、今日お答えできない部分については、後日、委員のほうに御回答いただくと。文章で結構ですので、御連絡いただければと思います。

それではこの議事につきましては1番、2番それぞれ終わらせていただくということでございます。全体としましては何か言い足りなかったとかこれだけは言っておきたいとかございましたら、全体を俯瞰してでも結構ですので、大丈夫でしょうか。

(特になし)

はい、どうもありがとうございました。

今回の会議で、3回目になりますが、昨年の9月の第1回目、それから11月の第2回目に続きまして、今日、いろいろな非常に活発な御意見いただきまして、どうもありがとうございました。

そういう意味で基本計画書としてはかなりですね、佐々木委員からも話ございましたし、皆さんからもお話ございましたが、かなりわかりやすく、それからいろいろな目配りのきいた部分まで言及をいただきまして、いいものができ上がってきたというふうに思います。

それから今日も、どちらかという今後の活動といいますか、この基本計画を踏まえて、こういう方向をもっと強化してほしいとか、こういう考え方で深掘りしてほしいとか、そういう御意見を伺いましたので、それも非常に福島県の皆さんにとっても参考になったんだろうと思います。そういった意味で今回の今後の期待も含めてなんでも、2つばかりちょっと整理させていただければと思います。

1つは今回の基本計画の意味づけというか、位置づけとか、そういうことについてです。2つ目は先ほどいくつ御意見があったところでございます、今後の福島県の安全安心の在り方に関する1つのモデル的な考え方について、の2つでございます。

1点目の、皆さんに議論していただいて、第一次基本計画から第二次基本計画に改定していただいたわけですが、位置づけとしては非常に現代的といいますか、一言で言うと、1点は福島県の総合計画で言及されたような流れを、うまく部門計画として受け止めていただきながら安全安心の計画づくりができたのではないかなあ、という点が1つございます。

それから、同じくSDGsの世界といいますか、そういう社会全体の流れの部分で、その孤立・孤独等の部分になるかもしれませんが非常に分断されて、いろんな方々が孤立してしまっている、立ちすくんでしまっているというような、コロナがあつてのことでございましょうが、社会の中で再度皆さん一緒に自助、共助、公助といいますか、シンクロさせていこうというような動きを、再度こちらで基本計画として確認できているという点で評価できるのではないかなと思います。

総合計画に沿った形というのは今のSDGs的な世界もございまして、それからまさにその地域コミュニティーを復活させていこうというような、これを一種の弱みとして見て

いくのではなくて強みに切替えていくというような動きを、今後していこうということでございましょうから、ある種ちょっと横文字になるんでしょうけども、これから各地域がソーシャルキャピタルといいますかですね、地域の力ですね、住民の一人一人のお力も含めた総合的な地域の力が試されていく時代に入ってきていると思うんですね。

そういった中で、まだ、部分的にぎくしゃくしているところがあると思うんですけども、まさに地域の安全安心、セーフティーネットをどうやってつくっていくのかというのが、これからまさに県民、地域の方が安心して生活できる、安心して仕事ができる、安心して住めるというそういう上にですね、地域がより一段と発展していく、一つの大事な要素だと思います。それがこの中で、ある種安全安心という世界のセーフティーネットを皆さんで本当に総合的にやっていこうという絵が描けているなというふうに思いますので、ぜひ実行段階では皆さん協力して、こういう形のものをつくっていくということにしたいだけだと思います。

2点目。安全安心の基本計画というのはいくつかの自治体さんでつくられていると思うんですけども、今回、一つの特色として出てきておりますが、ポータルサイトをつかったり、それからその中で情報共有したり、新しい活動をその中で展開していこうというのは比較的新しい動きだと思います。ですから、先ほど田崎委員からございましたが、いわゆるネット社会のような新しい社会の中で、リアルとバーチャルをうまく組合せていながら、こういう新しい社会に対応した対応力をつけていくというのが非常に大事なことであり、これは国のほうもこういうポータルサイトをつくらうとか、それからアウトリーチをかけて立ちすくんでいる人たちを助けていこう、支援していこうとか、そういうような流れをまさに検討を始めているという段階だと思います。

ですから、それをいち早く福島県のほうが、取上げて打ち出してきているっていうのは、私は個人的に見ると、非常に先進的な取組をされてきているんじゃないかな、基本計画としてですけど、打ち出してきているなと評価しております。

ですからぜひこれは今、いろいろ細かいとこまで各委員からご希望があったり、御意見があったと思いますけども、ぜひこういった御意見を、1個1個対応いただきながら、ぜひこういった先進的な基本計画を実施していただくと、まさにその実行していただかないと意味がないので、これをしながらやっていく。

それに関して皆さんから随時情報提供をいただいたり、それからモニタリング的な形で、また事務局のほうから皆さんにいろいろなフィードバックがあると思いますので、それを含めながら、ぜひそういういいものを形づくっていく。これは、新しい地域活動モデルになるんじゃないかなと思いますのでその辺のその実像といいますかね、実態が見えてきたら、ぜひそういうのを、さっきの菅波委員の話じゃないんですけど、マスコミ的にも取上げていただく。あんまりネガティブの姿ばかりをマスコミが取り上げると、何となくみんな後ろ向きに歩いているように見えますけど、いやそうじゃないんだという部分も含

めて、ぜひ県民参加であり、多主体参加型の安全安心の県土づくりというのを実現していただければなあ、という期待をしております。

それでは、時間も過ぎましたので、これで3回目の議事のほうは一応終了させていただきたいと思います。御協力どうもありがとうございました。

それではまた事務局にお戻します。

○千葉課長

御審議、大変ありがとうございました。

本日御審議いただきました計画案につきましては、今後の所定の手続を行いまして、3月下旬頃に決定する予定となっておりますので、御報告をさせていただきます。

○半澤主幹

ありがとうございました。

それでは最後に、危機管理部長より御挨拶を申し上げます。

○大島部長

奥原会長始め委員の皆様には、大変お忙しい中、これまで基本計画の改定に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様にはそれぞれの立場から、県民の安全安心の確保に向けて、貴重な御意見をいただきました。これまでの推進会議でいただきました御意見につきましては、今後の計画の各施策を推進していく中で生かしてまいります。

県といたしましては、これまで、県民の安全安心の確保のため、市町村や関係機関と連携しながら各施策等に取り組んでまいりましたが、安全で安心な県づくりの取組に当たっては、県や市町村等が行う公助に加えまして、県民の自助、共助がますます重要になってくると考えております。今回改定する計画につきましても、しっかり県民の皆様にお知らせをし、実効性のある取組等をしてまいりたいと考えております。

今後の計画の進行管理につきましても、引き続き皆様に御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

委員の皆様には大変ありがとうございました。

○半澤主幹

本日は長時間にわたり、委員の皆様ありがとうございました。

以上をもちまして、推進会議を閉会いたします。